



弁護士 青木 一雄

時効（1）

時効は、一定の事実状態が一定の期間継続する場合に、その事実状態を変更して、これを権利としようとする制度です。一定の期間他人の物を占有する者にその物に関する権利を取得させる取得時効と、一定の期間権利を行使しない者にその権利を消滅させる消滅時効とがあります。

今回、日常生活で知っておいた方がよいと思われる消滅時効について説明します。

1. 消滅時効の期間

- 所有権 時効期間なし
- 一般の債権（例えば貸金債権） 10年
- 商事の債権（銀行、ローン会社などの貸金、商売によって生ずる債権） 5年
- 月払いの家賃、地代 5年
- 医療費 3年
- 請負の工事代金 3年
- 不法行為（損害賠償請求権）損害及び加害者を知ったときから3年
行為のときから20年
- 小売の商品代金 2年
- 労働者の賃金 2年
- 旅館ホテルの宿泊料 1年
- 料理店の飲食代金 1年
- 裁判の判決により確定した債権 10年（短い時効期間のある場合でも一律10年となります）

2. 消滅時効はその請求権を行使できるときから時効が進行します。

- 支払いの弁済期があるときはその弁済期が来てからです。
- 出世したらお金を返すというような期限が確定しないものは、出世したときまたは出世不能が確定したときです。
- ある一定の条件が発生したとき支払うという約束の場合は、その条件が成就したときです。
- 貸金の支払い期限を決めていないときはそのお金を貸したときです。